

竹原市行政経営改革プラン

改革の背景と必要性

1 これまでの本市の取り組み

本市では、昭和50年度に、高度経済成長とともに拡大する住民ニーズへの対応や累積赤字を解消するための財政構造の改善を目的として「竹原市財政再建基本計画」を策定したのを皮切りに、これまで数度の行財政改革の計画をまとめながら、効率的な行財政運営と市民サービスの向上に積極的に取り組み、一定の成果を挙げてきました。

一方で、市政を取り巻く社会経済情勢は、少子高齢・人口減少社会への移行、経済のグローバル化や社会の成熟化、地方分権改革の進展など大きく変化しました。

さらに景気低迷等による市税収入の伸び悩みなどによる厳しい財政状況の中、本市の目指す将来像「住みよさ実感 瀬戸内交流文化都市 たけはら」の実現に向けて、持続可能な財政基盤の確立を図り、多様化する市民ニーズや地域の課題に的確に対応することが求められています。

計 画	計画期間	主な取り組み
昭和50年度 竹原市財政再建基本計画	昭和50 ～54年度	・定員管理の適正化 ・処分可能な市有財産(土地)処分 ほか
昭和61年度 竹原市行政改革大綱		・定員管理の適正化 ・給与の適正化(特殊勤務手当の見直し等) ・事務改善の推進(OA化,民間委託等) ほか
平成8年度 竹原市行財政改革大綱	平成8 ～12年度	・事務事業の見直し(使用料・手数料の見直し,補助金の整理合理化等) ・定員管理の適正化 ほか
平成13年度 新竹原市行財政改革大綱 竹原市行財政改革実施計画	平成13 ～17年度	(改革の方向性) 市民のまちづくりへの参加と官民の役割分担の明確化 行政運営にあたっての効率の追求 ・事務事業の見直し(各種行事等の見直し等) ・定員管理の適正化 ・公共施設の設置及び管理の見直し ほか
平成16年度 竹原市緊急行財政対策プログラム	平成17 ～21年度	(対策の柱) 地方分権型行政システムの構築 持続可能な財政構造・基盤の確立 ・事務事業の見直し ・定員管理の適正化 ほか
平成18年度 竹原市集中改革プラン	平成18 ～21年度	平成17年総務省指針「地方公共団体における行財政改革の推進のための新たな指針」を受け, 「竹原市緊急行財政対策プログラム」を改定

2 改革の背景

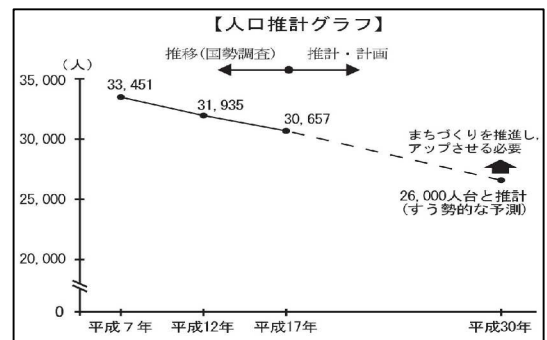
(1) 少子高齢・人口減少社会への移行

我が国の総人口は、長期的な少子化傾向を反映して、平成17(2005)年には、戦後初めて前年の人口を下回りました。今後、継続的な減少局面に入るとともに、高齢化が更に進行し、今世紀半ばには、3人に1人が65歳以上となる「超高齢社会」を迎えることが予測されています。

本市においても、昭和55(1980)年国勢調査の36,895人をピークにその後減少を続けており、すう勢的な人口推計によると、国勢調査間(5年間)の人口減少率は5~6%と推計され、第5次竹原市総合計画の目標年次である平成30(2018)年には27,000人を割り込むことが予測され、高齢化率も37.2%に達する見込みです。

一般論として、人口減少が進めば、各種行政サービスを提供していく上で、規模の経済が働きにくく、効率的なサービス提供が難しくなることが予想されます。また、少子高齢化により現役世代である生産年齢人口(15~64歳)が減少すると、税収の確保も困難になる一方で、老年人口(65歳以上)の大幅な増加に伴い、高齢者福祉や医療などでの費用拡大も予想され、財政的な面での厳しさも増す可能性が高いということになります。

今後、このような人口構成の急激な構造変化の中、的確な行財政運営を行うとともに、住みよいまちづくりに向けた取組みを推進していく必要があります。



(2) 地方分権(地域主権)改革への対応

これまで、我が国では、中央集権型行政システムのもと、全国画一的な行政サービスの提供や全国横並びのまちづくりを行ってきました。

しかしながら、その住民参加なき中央集権型の行政システムでは、少子高齢・人口減少社会への移行や社会の成熟化、国・地方を通じた危機的な財政状況といった時代背景の中、的確な対応が困難となっています。

こうした時代の転換期の中、目指すべき地方分権(地域主権)型社会は、国と地方自治体が分担すべき役割を明確にし、地域のことは地方自治体が自主性を持って、自らの判断と責任の下で、地域における課題に的確に対応し、市民にとって満足度の高い個性豊かな活力に満ちた地域社会の実現を図ることができる社会です。

このような地域社会を実現するためには、本市においても、市民本位で地域に根ざした政策や創意工夫を活かした施策に取り組むとともに、分権型社会に対応できる柔軟で横断的な組織体制の構築や、職員の政策形成能力の向上を図るなど、市民に信頼される職員の人材育成に取り組んでいく必要があります。

【地方分権型社会(地域主権の確立)において求められる対応(例)】

自治立法権・自治行政権の確立(権限移譲や義務付け・枠付けの見直し等)に対応できる組織体制の構築や人材育成
市民の多様なニーズや地域の課題に的確に対応するための、職員の政策形成能力の向上
自治財政権の確立(税源移譲等)に対応した自主的・自立的な行財政運営 ほか

(3) 多様化する行政ニーズへの対応

少子高齢・人口減少社会への移行など社会の大きな変化に加え、個人の価値観も、量から質へ、ものの豊かさ中心から文化性を加味した豊かさへと変化し、個々の選択の自由に基づき、生活スタイルが多様化してきており、従来の行政を中心とした画一的な公共サービスの提供だけでは、市民のニーズに対応できない状況にあります。加えて、地域社会や多様な文化・価値観と関わることのできる機会の確保や環境づくりが求められています。

このように、今後も行政に対する市民ニーズが複雑かつ高度化し、まちづくりの課題も身近な地域社会の教育、福祉、防災、医療、環境など、ますます多様化する中であって、各種のサービスを適切に提供していくためには、限られた行政資源（人、モノ、金）を最大限有効に活用することが不可欠であるとともに、行政と市民等が共に考え解決していくことが重要であり、様々な担い手との協働によるまちづくりを推進する必要があります。

【多様化する行政ニーズ(まちづくりの課題)への対応(例)】

教育環境の充実(教育施設の充実, 少人数学級や習熟度別学習体制の構築)
福祉体制の確立(児童等虐待防止対策, 子育てサービスの充実)
防災対策の取組(土砂, 水害, 高潮等への災害対応)
地域医療の充実(産科の確保, 高度医療の充実)
環境対策の取組(地球温暖化対策, 一般廃棄物の減量化) ほか

(4) 厳しい財政状況

本市の財政状況は、いわゆる財政健全化法において公表が義務付けられている各種財政指標は概ね良好な値を示しているものの、長引く景気の低迷や人口減少社会への移行等による市税収入の減少、また、高齢者の増加に伴う社会保障関係経費の増加や老朽化が進む公共施設等に係る経費の増加が見込まれるなど、今後も厳しさを増すことが予想されます。

こうした厳しい状況の中で、元気で住みよいまちづくりに向けた様々な取組みを推進していくためには、市民ニーズや費用対効果等を勘案し、事務事業の適切な選択と集中に努めるなど、将来にわたり持続可能な財政基盤を確立する必要があります。

【財政収支見通し】～「実施計画(平成22年3月)」から抜粋

(単位: 百万円)

区 分	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
歳入(投資除く)A	10,687	10,706	10,642	10,690	10,822
歳出(投資除く)B	10,552	10,664	10,553	10,510	10,661
投資(一般財源)C	421	404	426	417	417
収支 A-B-C	▲286	▲362	▲337	▲237	▲256
基金現在高	3,554	3,192	2,855	2,618	2,362

社会保障関連経費の増加傾向について

社会保障関連経費の推移については、とりわけ高齢者の医療保険制度と介護保険制度の被保険者（高齢者）の増加により、保険給付に対する負担金として特別会計への繰出金を中心に増加傾向にあった。今後も、制度の大幅な設計変更がない限りは、こうした傾向は続くと思込まれる。

(単位:百万円)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
社会保障関連経費	2,438	2,402	2,538	2,572	2,666

市税の減収

市税の推移については、三位一体改革による平成 19 年度の税源移譲(所得税を減し、住民税を増する)によって、本来はそれまで収入していた額以上の増加となるべきところであるが、固定資産税の落ち込みや、経済情勢の悪化に伴う法人市民税の減少などにより、市税全体としては大きな変動はしていない(微減の傾向にある)。今後は、生産年齢人口の減少などによる納税義務者数の減少が見込まれると同時に、景気の低迷が続けば企業収益は回復しないことから、市民税の増加も期待できない。

(単位:百万円)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
市 税	4,264	4,228	4,285	4,273	4,240

地方交付税の動向

地方交付税の推移については、三位一体の改革に伴い減少傾向にあったが、地方財政への支援強化が図られたことなどによって、やや持ち直している状況である。今後は、こうした地方財政制度がいつまで継続されるのか、国の厳しい財政状況を勘案する中で、その動向は非常に不透明である。

(単位:百万円)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
地方交付税	2,356	1,941	1,926	2,301	2,315

公共施設の老朽化

本市は300を超える公共施設を管理しているが、建設から30年を経過した施設が約120を超えるなど、今後において維持管理費の増加が予想される。

3 改革の必要性

本市では、社会経済情勢の変化などに対応し、地方自治法第2条第14項に規定されているとおり「最少の経費で最大の効果を挙げる」との視点のもと、これまでも職員の定員・給与の適正化や事務事業の見直し、民間委託の推進などの行財政改革に取り組んでまいりました。

一方、先にも述べたとおり、少子高齢・人口減少社会への移行、分権改革の推進や厳しい財政状況など、本市をはじめ地方を取り巻く環境は大きく急激に変化しており、今後も更なる変革の荒波の中にあると予想されます。

とりわけ地方分権改革の推進については、新政権においても、地域主権の確立や基礎自治体の重視ということが掲げられているところですが、目指すべき分権型社会においては、本市をはじめ、住民に身近な基礎自治体が、総合的な行政主体として、社会経済情勢の変化やますます多様化する市民ニーズ・地域の課題に的確に対応し、市民が期待するサービスをできるだけ良質な形で、主体的、効率的に提供するとともに、多様な主体との協働の下で、創意工夫を活かした施策の展開や独自の地域づくりが求められることになると考えられます。

また、景気低迷等による市税収入の伸び悩みなどによって、厳しい行財政運営を余儀なくされており、今後も、少子高齢・人口減少社会への移行などに伴い、さらに厳しさを増すことが予想されます。

このように大きく時代が転換する中で、目指す将来像「住みよさ実感 瀬戸内交流文化都市たけはら」の実現に向けて、必要な施策や事業を積極的かつ戦略的に展開するためには、そのために必要とされる体制づくりや持続可能な財政基盤の確立など、更なる行財政改革に取り組む必要があります。

こうした取組みに当たっては、単に行政の減量やスリム化、いわゆるリストラや、効率化だけを追求するのではなく、限られた人材と財源の中で、いかに市民ニーズ等に的確に応え、市民満足度の高いまちづくりを推進していく体制を作り上げていくか(市民サービスの質的向上を図っていくか)といった観点がより重要となってくるものと考えます。

こうした観点を踏まえた上で、市民本位のまちづくりを推進するための体制づくりとして、市政の透明性の向上や市民に対する説明責任の徹底、市民に信頼される人材の育成など、市民起点による行政運営の確立や組織力の向上等に積極的に取り組むとともに、市民が「住んでよかった」と実感できる社会の構築に向けて、市民と行政がより一層強いパートナーシップを築けるよう、協働のまちづくりの更なる推進に取り組む必要があります。

また、市民の多様なニーズ等に的確に対応し、将来にわたって必要な行政サービスを効率的かつ効果的に提供するとともに、「住みよさ実感」に向けた施策を展開するためには、事務事業の見直しや事業の選択と集中などにより計画的で効率的な財政運営を推進し、持続可能な財政基盤の確立に取り組む必要があります。

基本的な視点

1 市民本位のまちづくりを推進するための体制づくり～市民サービスの質的向上

地方分権改革の進展など、社会経済情勢の変化に的確に対応し、市民の多様なニーズや地域の実情に応じた行政サービスを提供するためには、職員の資質の向上や政策形成能力の向上、市民本位の組織体制の構築を図る必要があります。

また、住民自らが自らの地域のことを考え、地域の特色を活かしたまちづくりを行うためには、市民や各種団体もまちづくりの一員として、行政とのパートナーシップのもと、連携・協力し、創意工夫できる協働のまちづくりを進めることが重要となります。

(1) 人づくりと市民本位の組織づくり

地方分権改革の進展など社会経済情勢の変化、多様化する市民ニーズ又は地域の課題に的確に対応し、市民が期待するサービスをできるだけ良質な形で、主体的・効率的に提供するとともに、「住みよさ実感 瀬戸内交流文化都市 たけはら」に向けて、創意工夫を活かした施策・事業の展開や独自の地域づくりを積極的かつ戦略的に展開するためには、その担い手となる職員一人ひとりの意識改革や政策形成能力の向上等を図ることが不可欠であり、職員の能力と意欲を引き出し、組織の総合力と生産性を高め、市民に信頼される人材の育成に取り組みます。

また、事業の実施やサービスの提供に当たっては、市民の視点に立って検討し、理解と納得を得られるものかどうかを常に意識し、限られた行政資源（人、モノ、金）で、真に市民のニーズに応える質の高い行政サービスを効果的かつ効率的に提供する、市民本位の組織づくりに取り組みます。

さらに、市民に対する説明責任の徹底を図り、より多くの意見が行政に反映できる仕組みづくりに取り組むなど、市政の透明性の向上や市民との対話に努めることによって、市民起点による行政運営を確立していきます。

(2) 協働のまちづくりの更なる推進

市民満足度の高いまちづくりを実現し、市民が「住んでよかった」と実感できる社会を構築するためには、住民自らが地域のことを考え、地域の特色を活かしたまちづくりを行う「市民主役のまちづくり」を、「自助・共助・公助」の視点のもと、市民と行政のパートナーシップにより進めていく必要があります。このような協働のまちづくりは、立場の異なる多様な取組主体が、信頼関係を築きながら、互いの特性を活かし、連携・協力することで相乗効果を生み出し、住民満足度の高い、活力あるまちづくりを実現します。

そのための仕組みづくりとして、市は、住民自らが地域の将来像を考え、実現するための協力体制を構築することを目的として、住民相互のネットワークである住民自治組織の設立を引き続き支援するとともに、それぞれの住民自治組織が地域の独自性と自主性を尊重した地域主体のまちづくりを展開していくための側面的な支援を図っていきます。

さらに、市民本位のまちづくりを進めるため、市民と行政が情報を共有し、対話・連携を図る中で、市民の企画提案した事業を多様な主体との連携により実践できる仕組みづくりに取り組みます。

そして、職員はもちろん、広く人材・団体の意識改革及び育成を図ることで、まちづくりの推進力となる「人」づくりを積極的に進め、住民自治機能の充実及び市民満足度の高いまちづくりを実現するため、更に協働のまちづくりを押し進めます。

2 持続可能な財政基盤の確立

市民の多様なニーズ等に的確に対応し、将来にわたって必要な行政サービスを効率的かつ効果的に提供するとともに、「住みよさ実感」に向けた施策を展開するため、事務事業の見直しや事業の選択と集中により歳出の適正化を図るとともに、市税収入の確保はもとより、使用料・手数料等に係る受益と負担の適正化や新たな歳入増収策の取組みも検討するなど、できる限りの財源確保に努めながら、計画的で効率的な財政運営を推進し、持続可能な財政基盤の確立に取り組みます。

取組みに当たって

(1) 取組期間

平成22年度から平成25年度までの4年間とします。

なお、本プランは、毎年度、適切な進行管理を行うとともに、社会経済情勢の変化、国や県の動向などを踏まえ、必要に応じて取組内容の見直しを行います。

(2) 推進体制

市長を本部長とする「竹原市行政経営改革推進本部」が中心となり、全庁一丸となって取り組むとともに、職員一人ひとりが強い自覚と責任をもち、改革を着実に推進します。

(3) 取組状況の公表

取組状況は、市の広報紙やホームページなどにより、市民に公表します。

取組項目

1 市民本位のまちづくりを推進するための体制づくり～市民サービスの質的向上

(1) 人づくりと市民本位の組織づくり

(ア) 人づくり～職員の意識改革と政策形成能力の向上～

組織の総合力と生産性を高める人材育成

市民の多様なニーズや地域の実情を踏まえ、様々な行政課題や事務事業に適正かつ的確に対応し、市民に信頼される職員を養成するため、人材育成基本方針に定めるプログラムを確実に実施するとともに、幅広い行政能力や高度な専門知識などの習得が可能となる人事管理システムを構築し、また、人材育成の観点から職員の職務意欲の向上を図ることができる任用制度を導入します。

(具体的な取組項目)

項目	内容	担当課
人を育てる職場づくりの推進	<p>職員自身の主体的な取り組みと任命権者・管理監督者による多様な学習機会の提供等の支援を実施し、人を育てる職場の学習的風土づくりに取り組みます。</p> <p>職員の能力開発は仕事を通じて図られる側面が大きく、その効果をより高めるために、仕事を進める過程自体を人材育成の機会として積極的に工夫し、活用していくという取り組みを組織全体で自覚的に行います。</p>	総務課 企画政策課
能力を高める職員研修の実施	<p>職員に職務を遂行するうえで必要な知識を体系的に学ばせるため、職員研修計画を見直し確実に実施します。また、職場や職員のタイプ別に職場研修のあり方などを示す職場研修マニュアルを作成し、職場研修を推進します。</p> <p>地方分権の進展など、行政の取り巻く状況の変化に対応できる人材の育成を図るため、積極的な人事交流を実施することし、県との相互派遣・研修派遣を引き続き実施するとともに、職務を遂行する上で必要な知識・技術の研鑽を積むため、他の地方公共団体等との人事交流を検討します。</p>	
やる気を高める人事管理制度の構築	<p>人材育成を推進するために、個々の職員の持つ能力を最大限に発揮させることを人事管理の目的の一つとし、人材育成の観点にも十分配慮した人事管理を行うため、職員が採用後10年程度の期間で、基礎能力の習得や自己の適性発見を行うため、直接市民と接する部門、事業部門、管理部門等を経験することのできるジョブローテーションを確立し、また、職員の個性、適性や能力を活かした、自己責任による進路の選択を可能とする、複線型人事制度の導入を検討するなど、職員の配置管理基準を確立します。</p> <p>職員の能力や実績を適正に評価して、職員の職務意欲を引き出す人事管理制度の構築を進めていく中で、業績・能力を給与に反映させる仕組みの導入を検討します。</p>	総務課

組織の総合力を高める給与制度等の見直し

職員の給与制度について、市民の納得と支持が得られる制度として運用していくため、今後においても国及び他の地方公共団体の職員の給与等の状況を考慮し給与制度の見直しを行うとともに、職員の職務意欲の向上と給与水準の適正化を図るため、職務内容等との均衡を図る給与制度の見直しを実施します。また、職員の能力や業績を適正に評価し、評価結果を給与へ反映させる仕組みの導入を検討します。

(具体的な取組項目)

項 目	内 容	担当課
給与制度の見直し	<p>職員の給与制度について、市民の納得と支持が得られる制度として運用していくため、職務内容等の均衡を図るための級別標準職務表の見直しなど、給与制度について見直しを行い、ラスパイレス指数の適正化を図ります。</p> <p>職員の能力や業務を適正に評価して、職員の職務意欲を引き出す人事制度の構築を進めていく中で、業績・能力を給与に反映させる仕組みの導入を検討します。(再掲)</p>	総務課
職員手当等の見直し	<p>職員に対して支給している職員手当等について、その内容や水準について、市民の理解と納得が得られるよう、継続的に見直しを進めます。</p>	

組織の総合力と生産性を高める職場環境の整備

健康管理は、職員一人ひとりが行うことが基本となりますが、職場においても職員が心身ともに健康を維持し、職員の勤労意欲が喚起され、公務能率の向上が図られるよう、職場環境を整備・促進していきます。

(具体的な取組項目)

項 目	内 容	担当課
執務環境の改善	<p>職場における職員の安全と健康を確保し、執務環境を改善するため点検を実施し、また、仕事のやり方の再検討、会議運営の効率化、資料作成の省力化など徹底した事務改善により、職務の執行能率の向上に努めるとともに、職員の健康管理、メンタルヘルスなどについて、自己管理を含めた職場における取り組みの徹底を図ります。</p>	総務課

(イ) 市民本位の組織づくりと市民サービスの向上

組織・定員の見直し

市民ニーズや地域の実情等に応じた質の高い行政サービスを提供するため、選択と集中により市民本位の簡潔で効果的・効率的な組織づくりと定員の適正管理を図ります。

(具体的な取組項目)

項目	内容	担当課
組織の見直し	社会経済情勢の変化や多様な市民ニーズ等に的確に対応し、「住みよさ実感」の実現に向けて必要な施策や事業を積極的かつ戦略的に展開するため、市民本位で効率的な組織体制の構築に取り組みます。	企画政策課
定員の適正管理	適切な事務事業の執行と必要な行政サービスを確保するため、最少の経費で最大の効果を挙げるとの観点を踏まえ、今後の行政需要の変化なども考慮しながら、中長期的な期間で、計画的な定員管理を行います。	

市民サービスの向上

市民起点による市政運営の確立に向けて、市民ニーズ等を踏まえた窓口業務の見直しを実施するなど、市民サービスの向上を図ります。

(具体的な取組項目)

項目	内容	担当課
窓口業務の見直し	窓口業務の内容や市民ニーズなどを踏まえ、窓口が混雑する時期の休日及び時間外などにおける臨時開設等窓口業務の見直しを検討するなど市民の利便性の向上に努めます。 また、市民が利用しやすい環境を整えるため、移動が困難な市民に対し、1箇所で手続き等ができる総合窓口の設置について検討します。	企画政策課 総務課 関係課

(ウ) 開かれた市政の推進

積極的な情報公開と説明責任の遂行

積極的な行政情報の公開と市民に対する説明責任の徹底，インターネットを活用した情報提供機能の拡充などによって，開かれた市政を推進します。

また，行政の情報化に取り組み，市民サービスの向上と事務の迅速化，効率化と合わせて，行政における情報の共有化を図り，効率的な行政運営を推進します。

(具体的な取組項目)

項目	内容	担当課
行政情報冊子の作成	積極的な情報公開と施策等の説明責任の向上に努め，開かれた市制の推進と協働のまちづくりを推進するため市制案内や事務の手続き等をまとめた冊子を作成します。	企画政策課
行政の情報化の推進	市で整備することとしている高速情報通信網を活用した行政情報の提供や行政資料がインターネットで閲覧可能となるよう電子化した資料をホームページに集積するよう取り組みます。 また，行政事務の簡素化，効率化を推進するため，すでに構築されたシステム等の見直しを行い，どのパソコンからでも情報ネットワークに接続できる環境づくりに努めます。	総務課

広報・広聴活動の充実

本市のイメージアップと市民参加型の開かれた市政を推進するため，ホームページなどを通じて，積極的に情報発信するとともに，より多くの意見が市政に反映できる仕組みづくりに取り組みます。

(具体的な取組項目)

項目	内容	担当課
広報活動の充実	本市の存在や本市の持つ魅力などを積極的に売り出すとの観点や開かれた市役所づくりを推進する観点から，広報紙やホームページなど，あらゆる媒体を通じて，本市のイメージアップに向けて，総合的な取組みを展開します。 また，子育てに役立つ情報提供をはじめ，災害や不審者情報など市民に対し，いち早く情報提供するため携帯電話等を利用したメール配信サービスを導入します。	企画政策課 (全庁)
広聴活動の充実	市の政策決定や計画策定の過程において，市民が意見を提出する機会を設けるパブリック・コメント制度の効果的な活用を図り，市が意思決定する過程での市民参加を促進します。 また，インターネットを活用した市民モニター制度を導入し，市政に対して市民が意見・提言しやすい環境づくりに取り組みます。	

(2) 協働のまちづくりの更なる推進

(ア) 住民自治組織づくりと人材・団体育成

住民自治組織づくり

多様で複雑化する住民ニーズに対応し、住民満足度の高いまちづくりを行っていくため、また、長期的な視点で地域づくりを推進するため、行政と市民等がパートナーシップを築き、特性に応じた役割分担や協力体制の構築を図ることができるように、協働に向けた仕組みづくりを推進していきます。

(具体的な取組項目)

項目	内容	担当課
大きな住民自治組織づくりに向けた支援	平成25年までに、17地区すべての住民自治組織の立ち上げを目指し、組織づくりへ向けた地域の取り組みを支援します。	まちづくり推進課
地域行動プランの策定・実施に係る支援	地域全体で将来像を共有していくとともに、長期的な視点で地域づくりをしていくため、各地域における5年間の取り組みテーマや重点(新規)事業を位置づけた地域行動プランの策定及び事業への取り組みを支援します。	

住民自治組織の活動拠点づくり

新しい地域コミュニティによる住民協働のまちづくりを進めるため、自治活動に適した環境整備の充実を図ります。

(具体的な取組項目)

項目	内容	担当課
住民自治組織の活動拠点の充実	活動拠点が将来においても効果的に機能するため、活動拠点のあり方について、地域と十分に話し合いを重ね、活動拠点の充実を図ります。	まちづくり推進課
住民自治組織の拠点機能の充実	活動拠点が長期的に、集いの場・活動の場・情報収集発信の場となり、地域の主体的な活動が展開できる場となるために必要な機能を整備します。	

まちづくりに取り組む人材・団体育成

地域づくり・まちづくりに取り組む人材・団体を育成するため、各地域で活動している団体の取り組み等の情報提供やリーダー育成研修など、地域活動・市民活動全体のレベルアップを図ります。

(具体的な取組項目)

項目	内容	担当課
地域リーダーの育成研修の実施	地域で活躍するリーダーを対象とした意見交換会及び研修会を開催し、各地域のリーダーが抱える課題を共有し、解決に向けた取り組みを支援します。	まちづくり推進課
各種団体の活動支援	各種団体の主体的な活動を支援するため、市がもっている情報の提供に努めるとともに、公募型補助金制度などの側面的に支援します。	
ネットワークの構築に向けた仕組みづくり	市内の住民自治組織をはじめ各種団体のネットワークを構築し、情報の共有化を図るとともに、各団体の資源を相互に有効活用できる仕組みづくりを検討します。	

(イ) 協働事業の推進

自助・共助・公助の役割分担

「自助・共助・公助」の視点のもと、地域と行政が補完・連携しながら、課題解決や魅力づくりに取り組むため、行政と地域が相互に役割を担う仕組みづくりを進めます。

(具体的な取組項目)

項 目	内 容	担当課
庁内体制の充実	全庁を挙げて協働事業を推進していくために、職員を対象にした意識啓発に係る研修会を開催します。また、すべての職員が常に協働の視点を持って業務に取り組めるよう、協働の理念及び協働事業の進め方等に係る手引書を作成し、庁内全体で知識の共有を図ります。	まちづくり 推進課 (全庁)
協働事業提案制度の創設	市民ニーズに合った効果的な公共サービスや活動成果を創造するため、協働で実施した方が望ましい事業について、市民・職員等から直接提案を受ける仕組みをつくります。	
行動計画の策定	行政と市民等が地域においてともに議論し、計画し、行動するための方策や手順などを明らかにする行動計画の策定に取り組めます。	

2 持続可能な財政基盤の確立

(ア) 計画的で効率的な行財政運営

施策・事務事業の適切な見直し

市民の期待に応えうる施策の推進と行政運営の効率化を図るため、行政評価制度の構築を検討し、P D C Aサイクル(計画(P L A N) 実施(D O) 評価(C H E C K) 改善(A C T I O N))の中で、スクラップ・アンド・ビルドを基本としながら、市民ニーズに対応した施策・事務事業の適切な選択と集中を図ります。

(具体的な取組項目)

項 目	内 容	担当課
行政評価制度の構築	各種施策や事務事業について、その必要性、実施主体のあり方、費用対効果、優先度などの判断等を徹底するため、行政評価制度の構築を検討します。	企画政策課
事務事業の見直し	事務事業の棚卸し(事務事業実態調査)により、個別事業の点検を実施し、事務事業の適切な選択と集中に取り組み、「住みよさ実感」に向けた施策展開に係る財源確保を図ります。	財政課 企画政策課
予算インセンティブ制度の導入	各所属が所管する事務事業について、創意工夫により経費削減や財源確保の取り組みを行った場合、その効果額の一部を別枠で予算配分できる制度を導入します。	財政課 (全庁)
内部管理経費の削減	光熱水費の節減や事務機器の借入及び物品の購入を一括で行うなど内部管理経費の削減を図ります。	
公文書管理の見直し	紙媒体で保存されている公文書について、電子媒体化し、文書管理を一元化するとともに、検索システムを導入するなど、文書管理の見直しに取り組み、行政運営の効率化を図ります。	総務課
地方公営企業、土地開発公社の経営健全化	公営企業については独立採算制が原則であるため、経営健全化計画のもと使用料の見直しや老朽化する施設への計画的な対応など経営の健全化に努めます。 また、土地開発公社については当面土地の先行取得の予定が無い場合廃止を検討します。	水道課 下水道課 建設課

施設管理の見直し

公の施設の本来の設置目的である公共性，公益性を確保し，市民福祉を増進するため，人口減少や少子高齢化の進展等を踏まえ，保育所，幼稚園，小・中学校など公共施設の適正配置について検討するなどサービスの向上と管理経費の節減を図ります。

(具体的な取組項目)

項目	内容	担当課
公共施設の適正管理	<p>公の施設の安全な管理等を図り，サービス向上と管理経費の節減を図るため，公共施設の管理方針を策定し，財産の効果的で効率的な利用を図ります。</p> <p>老朽化が著しい施設について，厳しい財政状況や建物の役割等を勘案した上で，引き続き必要と判断される施設については延命化方策を検討するとともに，不要と判断される施設については解体撤去等を検討します。</p>	財政課 関係課
借地物件の見直し	<p>住宅や公園など地権者から土地を借りて行政サービスを行っている事業については，住民ニーズや費用対効果を踏まえ，必要性が薄れているものについては返還の方向で検討します。</p>	

民間の力の活用

多様で複雑化する住民ニーズに対応し，住民サービスの維持向上と，経費節減や事務処理の効率化を図るため，民間の専門性や効果が期待できる業務の民間委託を推進します。

(具体的な取組項目)

項目	内容	担当課
民間アウトソーシングの推進	<p>行政が行うより民間等で行うほうが効率的かつ効果的な事業展開が見込めるものについては民間アウトソーシングを推進し，維持管理費や人件費など経費の削減に努めます。</p>	企画政策課 総務課 関係課
指定管理者制度の活用	<p>公の施設の更なる利便性の向上と管理運営経費の削減を図るため，民間のノウハウを活用し新たな市民サービスの向上に努めます。</p>	総務課 関係課
民間資金等の活用	<p>公共施設の整備を行う場合に民間の資金やノウハウを幅広く活用し，効果的・効率的な整備を行うため，これまで研究してきた P F I (民間資金等を活用した社会資本整備の手法)に加え，P P P (官と民がパートナーを組んで事業を行う手法)の活用について研究します。</p>	財政課 関係課

(イ) 歳入の確保

市税等債権の確保と受益者負担の適正化

行政運営の自主性や安定性を高めるため、市税をはじめ負担金や使用料、手数料等の自主財源の確保に向けて、徴収体制の強化を行うことにより滞納整理をさらに推進し、徴収率の向上を図ります。

(具体的な取組項目)

項目	内容	担当課
市税等債権の確保対策	収納率向上及び滞納額縮減に向けての取組みを総合的かつ効果的に推進するために設置している債権確保対策委員会を通じて市債権の滞納状況の情報交換を行い、高額滞納者を出さないよう債権差押や強制執行等に取り組み、未然に防止策を図るなど、これまで以上に情報共有化や合同徴収等を推進し連携強化に取り組みます。 また、住民の利便性と収納率の向上を図るため、コンビニ収納を導入すると共に、クレジットカードやインターネットまたは携帯電話からの支払いが可能となるよう検討を行います。	税務課 市民健康課 人権推進室 福祉課 都市整備課 学校教育課 下水道課 水道課
受益者負担の適正化 施設使用料等の見直し	使用料・手数料については、負担の公平性確保、一般財源の弾力化、行政サービスのコスト削減、住民への説明責任等の観点から、公民館や勤労青少年ホームなどの施設使用料や講座の受講料、又は、ごみの指定袋制度の導入について、原価算定方式による受益者負担適正化基準を策定し、当該基準に基づき使用料・手数料を見直すとともに、減免基準の見直しに取り組むなど、受益者負担の適正化を図ります。	財政課 関係課

未利用財産の活用

自主財源の確保を図るため、行政目的としての利用が見込めない普通財産の処分や、現在有償貸付けを行っている土地等の売却処分など、未利用財産処分の促進に努めます。

(具体的な取組項目)

項目	内容	担当課
未利用財産の売却 又は有効活用	市有財産のうち将来にも利用予定のない財産を積極的に処分し、財源の確保を図ります。	財政課 関係課
貸地の売却	長期にわたり特定の者に貸し付けている物件については、売却の検討をします。	

新たな歳入確保策の検討
自主財源の確保を図るため、広報紙等への広告掲載、公共施設等への広告看板の設置など、財源確保への研究や検討を行います。

(具体的な取組項目)

項 目	内 容	担当課
公共財産等への広告掲載	既の実施しているホームページのバナー広告枠の拡大や市の施設や公用車等の資産や市公用封筒を民間事業者等に広告媒体として有料で提供することにより新たな財源確保策に取り組みます。	財政課 企画政策課